

【70歳未満の自己負担限度額】

所得区分		令和8年7月31日まで 3回目まで 《4回目以降》	令和8年8月1日より 3回目まで 《4回目以降》	令和8年8月1日より 入院＋外来【年間上限】 (世帯ごと)
所得901万円 超	ア	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1% 《140,100円》	270,300円＋ (医療費－901,000円)×1% 《140,100円》	168万円
所得600万円 超 901万円以下	イ	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1% 《93,000円》	179,100円＋ (医療費－597,000円)×1% 《93,000円》	111万円
所得210万円 超 600万円以下	ウ	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% 《44,400円》	85,800円＋ (医療費－286,000円)×1% 《44,400円》	53万円
所得210万円以 下 (住民税非課税世 帯除く)	エ	57,600円 《44,400円》	61,500円 《44,400円》	53万円 一部41万円の場合が あります
住民税非課税世 帯	オ	35,400円 《24,600円》	36,900円 《24,600円》	29万円

【70歳～74歳の自己負担限度額】

所得区分		令和8年7月31日まで 外来 (個人単位)	外来・入院 (世帯単位) 3回目まで	令和8年8月1日より 外来 (個人単位)	外来・入院 (世帯単位) 3回目まで	令和8年8月1日より 入院＋外来【年間 上限】(世帯ごと)
課税所得 690万円 以上	現役並 所得者 Ⅲ	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1% 《4回目以降140,100円》		270,300円＋ (医療費－901,000円)×1% 《4回目以降140,100円》※1		168万円
課税所得 380万円 以上	現役並 所得者 Ⅱ	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1% 《4回目以降93,000円》		179,100円＋ (医療費－597,000円)×1% 《4回目以降93,000円》※1		111万円
課税所得 145万円 以上	現役並 所得者 Ⅰ	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% 《4回目以降44,400円》		85,800円＋ (医療費－286,000円)×1% 《4回目以降44,400円》※1		53万円
課税所得 145万円 未満等	一般	18,000円 《4回目以降44,400 円》年間144,000円を 限度	57,600円	22,000円※3 年間216,000円 を限度	61,500円 《4回目以降 44,400円》※4	53万円※2
低所得者Ⅱ		8,000円 《4回目以降24,600 円》年間144,000円を 限度	24,600円	11,000円※5 年間96,000円 を限度	25,700円 《4回目以降 24,600円》※4	29万円
低所得者Ⅰ		8,000円 《4回目以降15,000 円》年間144,000円を 限度	15,000円	8,000円 年間96,000円 を限度	15,700円	18万円

※1 過去12か月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

※2 一部41万円の場合があります。

※3 外来の自己負担額の年間上限(8月～翌年7月)は216,000円です。

低所得者Ⅰ・Ⅱだった月も対象です。

※4 過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

※5 外来の自己負担額の年間上限(8月～翌年7月)は96,000円です。低所得者Ⅰだった月も対象です。

現役並み所得者(課税所得690万円以上)区分の人と一般区分の人は、資格確認書で所得区分が確認できるため、限度額適用認定証の交付はありません。

月の途中で75歳の誕生日を迎えると、移行した後期高齢者医療制度と移行前の医療制度、それぞれのその月の自己負担限度額が1/2となります。